

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（農地法関係）			
税目（条文番号）	所得税（措法第 33 条第 1 項第 4 号）、法人税（措法第 64 条第 1 項第 4 号、措法第 68 条の 70）			
見 直 し の 内 容	<p>本特例措置は、農地法の規定に基づく国の買収により土地等を譲渡し、代替土地等を取得した場合の譲渡所得に対する課税を軽減するものであるが、見直しによって本特例措置を廃止することとする。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1476 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1219 936">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 842 1476 936">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本特例措置は、自作農の創設の観点から行う土地等の買収（所有できない小作地や未墾地の買収）及び農業生産法人の要件を欠いた法人が保有する農地の買収のために講じられてきたところであるが、平成 21 年の農地法改正により、本特例措置の主たる目的である自作農の創設の観点から行う買収に係る規定が廃止されたため、本特例措置は廃止することとする。</p>			